

収入保険をご紹介します！

全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。

自然災害や病虫害、
鳥獣害などで
収量が下がった



市場価格が
下がった



災害で
作付不能になった



けがや病気で
収穫ができない



倉庫が浸水して
売り物に
ならない



取引先が
倒産した



盗難や
運搬中の事故に
あった



輸出したが
為替変動で
大損した



(1) 加入できる方

青色申告を行っている農業者(個人・法人)

※加入申請時に青色申告(簡易な方式を含む)の実績が1年分あれば加入できます。

※収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。

※ゲタ対策につきましては、同時に加入できます。

◎令和3年1月からは当分の間の特例として、野菜価格安定制度の利用者が初めて収入保険に加入する場合、最初の1年間に限り収入保険と野菜価格安定制度を同時利用することができます。

(2) 対象収入

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

※簡易な加工品(精米、もちなど)は含まれます。

※一部の補助金(畑作物の直接支払交付金等の数量払)は含まれます。

※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

(3) 無利子のつなぎ融資が受けられます

収入保険の補填金の支払いは、保険期間の終了後になりますが、保険期間中であっても、自然災害や価格低下等により、補填金の受け取りが見込まれる場合、NOSAI全国連から、無利子のつなぎ融資を受けることができます。

(4) 補填の仕組み

●保険期間の収入が**基準収入の9割**(5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限)を下回った場合に、下回った額の**9割を上限に補填**します。

※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。

※「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。補償限度額は基準収入の9～5割の中から選択できます。

※保険方式の支払率は9～5割、積立方式の支払率は9～1割の中から選択できます。

●農業者は、**保険料、積立金等**を支払って加入します。(任意加入)

※保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.23%(令和4年1月より。50%の国庫補助後)で、自動車保険と同様に、保険金の受取がない方は、段階的に保険料率が下がっていきます。

※積立金には、75%の国庫補助があります。これは自分のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。

※保険料、積立金は分割払(最大9回)や制度資金の活用ができます。

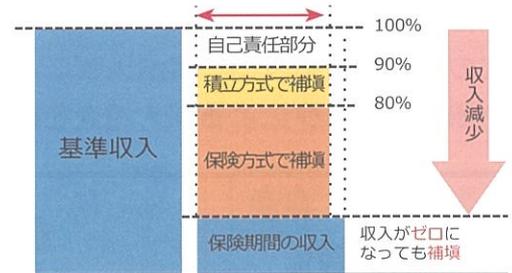
※税務申告上、保険料及び付加保険料(事務費)は、必要経費(個人)又は損金(法人)に計上します。積立金は、預け金として取り扱います。

基本のタイプ

- 例えば、**基準収入1,000万円**の方の場合、保険料8.9万円、積立金22.5万円、付加保険料（事務費）2.2万円で、**最大810万円の補填**が受けられます。
- このタイプは、保険期間の**収入がゼロ**になったときは、**810万円**（積立金90万円、保険金720万円）の補填が受けられます。

基本のタイプの補填方式

（※5年以上の青色申告実績がある者の場合）
支払率（9割を上限として選択）



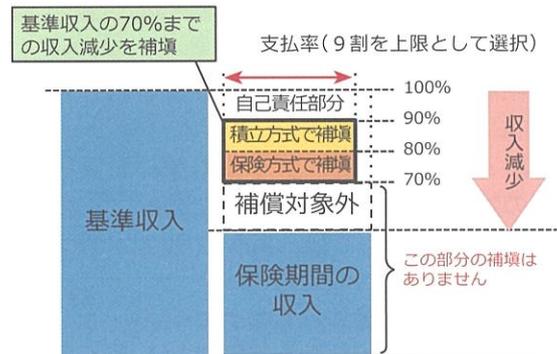
「基準収入」は、過去5年間の平均収入（5中5）を基本に規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

保険料の安くなるタイプ

- これは、保険期間の収入が基準収入の9割を下回ったときに、**基準収入の70%までの額の9割を上限に補填**を受けるタイプです。
- 例えば、**基準収入が1,000万円**の方の場合、保険料4.9万円、積立金22.5万円、付加保険料1.9万円で、保険期間の収入が700万円になったときは、**最大180万円**（積立金90万円、保険金90万円）の補填が受けられます。
ただし、**700万円を下回った分の補填はありません。**

基本収入の70%を補償の下限とした場合の補填方式

（※5年以上の青色申告実績がある者の場合）



「基準収入」は、過去5年間の平均収入（5中5）を基本に規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

保険料は、基本のタイプに比べて約4割安くなります。

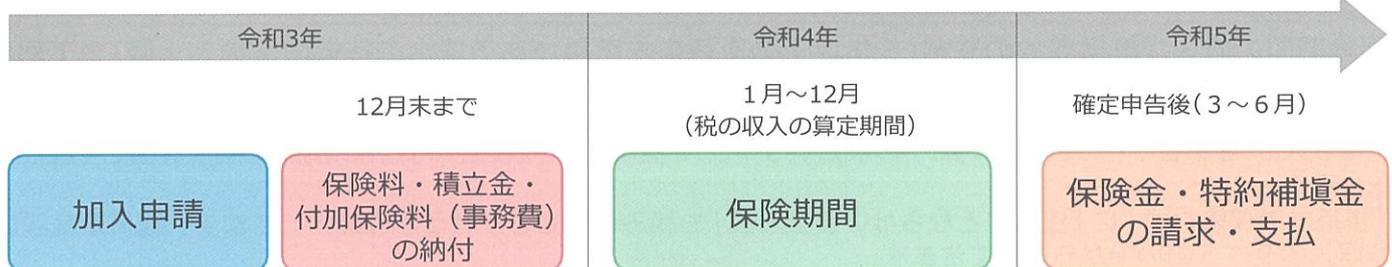
付加保険料（事務費）を安くすることができます！

- 令和4年の収入保険から、**翌年以降の契約を継続する特約（自動継続特約）**を選択した方は、**付加保険料（事務費）が1,000円割引**となります。

加入・支払等手続のスケジュール

※保険期間が令和4年1月～12月の場合のイメージです。

※保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



※保険料・積立金は分割支払もできます。
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

【つなぎ融資】
※保険期間中に災害等により資金が必要な場合は、つなぎ融資（無利子）を受けることができます。

詳しいお問い合わせは

千葉県農業共済組合

電話 043-245-7447

mail income@nosai-chiba.or.jp